

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部 文書課】	4
◇ 告示	
○ 徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】	5
◇ 公告	
○ 特定調達契約の相手方の決定（2件）【教育委員会事務局学校支援部 学事課】	6
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域・観光産 業振興部商業・サービス産業政策課】	8
○ 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】	12
◇ 上下水道局	
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上 下水道局下水道部下水道計画課】	13
◇ 教育委員会	
○ 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分 掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】	21
○ 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令【 教育委員会事務局総務部総務課】	27
○ 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正 する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	29
◇ 人事委員会	

- 職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】 3 1
- 北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務局任用課】 3 3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症の患者に対して健康状態の報告及び感染防止に必要な協力を求める権限等を保健所長に委任することにしました。

この規則は、令和3年3月30日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 6 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 項第 1 号中「並びに同条第 3 項」を「、同条第 3 項及び第 4 項」に改め、「要求」の次に「並びに同条第 8 項から第 1 1 項までの規定による命令、通知及び交付」を加え、同項第 2 5 号及び第 3 2 号中「の規定による報告及び同条第 2 項の規定による」を「及び第 2 項の報告及び」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷四六	北九州市小倉南区北方 三丁目40番1号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

北九州市公告第199号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
学校内通信ネットワーク等整備業務（追加分） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年11月30日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社北九州支店
北九州市小倉北区古船場町5番12号
- 5 契約金額
8,255万8,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第200号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
学校内通信ネットワーク等整備業務（年度末） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年3月12日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社北九州支店
北九州市小倉北区古船場町5番12号
- 5 契約金額
5,450万9,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ小倉店

北九州市小倉南区上葛原二丁目18番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 木村一義

変更後

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 木村一義

変更後

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

4 変更の年月日

令和2年11月18日

5 変更する理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者に変更があったため。

6 届出年月日

令和3年3月17日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年7月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年7月30日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ八幡店

北九州市八幡東区東田一丁目7番21号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 木村一義

変更後

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 木村一義

変更後

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 中澤裕二

4 変更の年月日

令和2年11月18日

5 変更する理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者に変更があったため。

6 届出年月日

令和3年3月17日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年7月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年7月30日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第203号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
八幡特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月14日
- 4 落札者の名称及び住所
西鉄バス北九州株式会社
北九州市小倉北区砂津1丁目1番2号
- 5 落札金額
1億5,620万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年10月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和3年3月31日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区大字白野江の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区大字白野江地内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和3年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区高尾一丁目の一部
〃 〃 東港二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉北区高尾一丁目地内及び東港二丁目地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第7号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和3年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区大字市丸の一部	
〃	〃 大字母原の一部
〃	〃 葛原高松一丁目の一部
〃	〃 曾根新田北五丁目の一部
〃	〃 津田二丁目の一部
〃	〃 長尾四丁目の一部
〃	〃 中曾根四丁目の一部
〃	〃 中貫二丁目の一部
〃	〃 中吉田三丁目の一部
〃	〃 東水町の一部
〃	〃 湯川三丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区大字市丸地内、大字母原地内、葛原高松一丁目地内、曾根新田北五丁目地内、津田二丁目地内、長尾四丁目地内、中曾根四丁目地内、中貫二丁目地内、中吉	分流式

田三丁目地内、東水町地内及び湯川三丁目地内の各一部

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第 8 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 3 年 3 月 3 1 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市若松区大字蛸住の一部	
〃	〃 大字有毛の一部
〃	〃 大字大鳥居の一部
〃	〃 小敷ひびきの一丁目の一部
〃	〃 小敷ひびきの二丁目の一部
〃	〃 塩谷一丁目の一部
〃	〃 塩谷二丁目の一部
〃	〃 塩谷三丁目の一部
〃	〃 塩谷四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字蛸住地内、大字有毛地内、大字大鳥居地内、小敷ひびきの一丁目地内、小敷ひびきの二丁目地内、塩谷一丁目地内、塩谷二丁目地内、塩谷三丁目地内及び塩谷四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬 6 4 の 1 5

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第9号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和3年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区大字金剛の一部	
〃	大字野面の一部
〃	大字本城の一部
〃	大膳一丁目の一部
〃	野面一丁目の一部
〃	則松五丁目の一部
〃	本城学研台三丁目の一部
〃	本城学研台二丁目の一部
〃	三ツ頭二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区大字金剛地内、大字野面地内、大字本城地内、大膳一丁目地内、野面一丁目地内、則松五丁目地内、本城学研台三丁目地内、本城学研台二丁目地内の一部及び三ツ頭二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター
北九州市若松区大字安瀬 6 4 の 1 5
北九州市北湊浄化センター

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、室」を削り、同条総務部総務課の項中「人事係」を削り、同

「給与制度係

条教職員部教職員課の項中「サービス係」を
「給与制度係
労務係
給与厚生係
安全衛生係」

に改め、同条教

職員部教職員給与課の項を削り、同条指導部の項中「指導部」を「学校教育部」に、「指導第一課」を「学校経営・教育指導課」に、「指導第二課」を「生徒指導・教育相談課」に改め、同条学力・体力向上推進室の項を次のように改める。

次世代教育推進部

授業づくり支援企画課

授業づくり支援企画係

教育情報化推進課

教育情報化推進係

システム運用係

第2条総務部総務課庶務係の項第4号中「、専修学校及び各種学校」を「及び専修学校」に改め、同項中第13号を第17号とし、第12号の次に次の4号を加える。

(13) 委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の職員の人事、サービス、研修、分限及び懲戒に関すること。

(14) 職員の定数に関すること。

(15) 組織及び職務権限に関すること。

(16) 委員会事務局及び教育機関の職員の福利厚生に関すること。

第2条総務部総務課人事係の項を削り、同条教職員部教職員課人事制度係の項に次のように加える。

(4) 学校職員の服務に関すること。

(5) 学校職員の勤務時間に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

第2条教職員部教職員課服務管理係の項を次のように改める。

給与制度係

(1) 学校職員の給与に関する調査及び研究に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

(2) その他学校職員の給与に関すること（総務局人事部給与課及び給与厚生係の主管に属するものを除く。）。

(3) 学校職員の旅費制度に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

第2条教職員部教職員課の項に次のように加える。

労務係

(1) 職員団体及び労働組合に関すること。

(2) 学校職員の分限及び懲戒に関すること。

給与厚生係

(1) 学校職員の給与の予算及び決算に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

(2) 学校職員の給与の算定、支払、精算その他管理に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

(3) 学校職員の児童手当に関すること（総務局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

(4) 教職員住宅、被服等に関すること。

(5) 学校職員の福利厚生に関すること。

(6) 教職員互助会に関すること。

安全衛生係

(1) 学校職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(2) 教職員身体検査審議会に関すること。

(3) 学校職員の公務災害補償に関すること。

第2条教職員部教職員給与課の項を削り、同条指導部の項中「指導部」を「学校教育部」に改め、同条指導部指導企画課企画調整係の項第6号中「及び各種学校」を削り、同条指導部指導第一課の項中「指導第一課」を「学校経営・教育指導課」に改め、同項第4号を削り、同条指導部指導第二課の項

中「指導第二課」を「生徒指導・教育相談課」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育相談に関すること。

第2条指導部指導第二課の項に次の1号を加える。

(7) 学校における人権教育に関すること。

第2条学力・体力向上推進室の項を次のように改める。

次世代教育推進部

授業づくり支援企画課

授業づくり支援企画係

(1) 部、課の庶務に関すること。

(2) 学力及び体力の向上の推進に関すること。

(3) 授業づくり支援施策の企画に関すること。

教育情報化推進課

教育情報化推進係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 教育の情報化の推進に関すること。

(3) 次世代の教育に関すること。

システム運用係

(1) 校務支援システム及び学校で使用する情報機器の管理及び運用に関すること。

第3条第1項中「、室に室長」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教職員部に学校職員の給与及び福利厚生を担当する給与厚生担当課長を置く。

第3条第3項中「特に」を「前2項に定める者のほか、特に」に改める。

第4条第3項中「(室長を含む。以下同じ。)」及び「(学力・体力向上推進室次長を含む。以下同じ。)」を削る。

第5条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 学校教育部長

(5) 次世代教育推進部長

第5条第3項中「課長に」を「課長(給与厚生担当課長を含む。以下同じ。)」に改める。

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

教職員部	北九州市立教育センター	を
指導部	北九州市立特別支援教育相談センター	

学校教育部	北九州市立特別支援教育相談センター	に
次世代教育推進部	北九州市立教育センター	

改める。

別表第 2 の教育センターの項を削り、同表の特別支援教育相談センターの項の次に次のように加える。

教育センター

研修研究支援係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 教育に関する専門的及び技術的な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 教育関係職員の研修に関すること。
- (4) 教育相談（特別支援教育に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(北九州市立の各種学校の高等理容美容学校規則及び北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 北九州市立の各種学校の高等理容美容学校規則（昭和 39 年北九州市教育委員会規則第 9 号）
 - (2) 北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 9 号）
(北九州市教職員身体検査審議会規則の一部改正)
- 3 北九州市教職員身体検査審議会規則（昭和 40 年北九州市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「教育委員会事務局教職員部教職員給与課」を「教育委員会事務局教職員部教職員課」に改める。
(北九州市教育支援委員会規則の一部改正)

- 4 北九州市教育支援委員会規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会指導部特別支援教育相談センター」を「教育委員会学校教育部特別支援教育相談センター」に改める。

（北九州市教育委員会職員安全衛生委員会規則の一部改正）

- 5 北九州市教育委員会職員安全衛生委員会規則（昭和50年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部総務課」を「教育委員会事務局教職員部教職員課」に改める。

（北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正）

- 6 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教職員部教職員給与課長」を「教職員部給与厚生担当課長」に改める。

別表中

教育センター	教育センター担当係長	を
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	に、
教育センター	研修研究支援係長	
幼稚園	幼稚園長	を
高等理容美容学校	高等理容美容学校教頭	
幼稚園	幼稚園長	に、

「総務部総務課人事係長」を「総務部総務課庶務係長」に、「教職員部教職員給与課安全衛生係長」を「教職員部教職員課安全衛生係長」に改める。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

- 7 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

幼稚園
 別表の 高等学校 の項中「各種学校」を削る。
 専修学校
 各種学校

（北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正）

- 8 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成16年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、同法第124条」を「及び同法第124条」に改め、「及び同法第134条第1項に規定する各種学校」を削る。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

- 9 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条中「級別職務に関する規則（平成28年北九州市人事委員会規則第15号）別表第1に規定する各種学校教員である臨時的任用職員並びに」を削る。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程(昭和39年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、各種学校」を削る。

(北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員人事評価規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び各種学校」を削る。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学力・体力向上推進室長、」を削り、「学力・体力向上推進室次長」を「給与厚生担当課長」に改め、「、高等理容美容学校長」を削る。

別表中「教職員給与課長」を「給与厚生担当課長」に改め、「及び子ども手当」を削り、同表の注書第1項第2号中「、学力・体力向上推進室長」を削り、同項第3号中「学力・体力向上推進室次長」を「給与厚生担当課長」に改め、「、高等理容美容学校長」を削り、同項第4号中「、高等専修学校長及び高等理容美容学校長」を「及び高等専修学校長」に改め、同項第6号中「、高等専修学校及び高等理容美容学校」を「及び高等専修学校」に改める。

(北九州市教育委員会文書規程の一部改正)

第4条 北九州市教育委員会文書規程(昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び各種学校」を削る。

第6条第2項中「、専修学校及び各種学校(以下「高等学校等」という。)」を「及び専修学校」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号及び第 1 0 条第 2 号中「高等学校等」を「高等学校及び専修学校」に改める。

付 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学力・体力向上推進室長及び」を削り、「学力・体力向上推進室次長」を「給与厚生担当課長」に、「、高等専修学校長及び高等理容美容学校長」を「及び高等専修学校長」に改める。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第2条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、専修学校及び各種学校」を「及び専修学校」に改める。

(北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程(昭和51年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、専修学校及び各種学校」を「及び専修学校」に改める。

第2条第10号及び第11号中「及び各種学校」を削り、同条第12号を削り、同条第13号中「及び各種学校」を削り、同号を同条第12号とする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部改正)

第4条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程(平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「押印しなければ」を「押印し、又は出勤簿の押印欄に「出」と表示しなければ」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「押印」の次に「又は「出」の表示」を加える。

第2号様式中

「

氏 名
印

」を「

氏 名

」に、

「

服務争訟 係長

」を「

服務担当 係長

」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任試験に関する規則（平成28年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び必要に応じて口頭試問」を「、口頭試問」に改める。

別表第1の消防職の項中

「

3等級（消防士長）
3等級（消防司令補）

を
「

3等級

に
」

改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表において「職制上の段階」とは、法第15条の2第2項の規定により任命権者が定めた標準的な職に係る職制上の段階をいう。

別表第2の第1号の表中

「

在職4年以上又は年齢32歳以上で在職1年以上
在職6年以上又は年齢32歳以上で在職1年以上
在職8年以上又は年齢32歳以上で在職1年以上

を
「

年齢27歳以上で在職1年以上

に
」

改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表における採用区分の上級職は北九州市職員採用上級試験（これに準ずる正規の試験を含む。）、中級職は北九州市職員採用中級試験（これに準ずる正規の試験を含む。）、初級職は北九州市職員採用初級試験（これに準ずる正規の試験を含む。）の結果に基づいて職員となった者に適用する。

別表第2の第2号の表中「在職3年以上又は年齢33歳以上で在職2年」を「年齢25歳以上で在職1年」に改め、同表の備考を削り、別表第2の第3号を削り、同表の第4号中「（消防司令補）」を削り、同号を同表の第3号とし、同表の第5号の表中「（消防士長）又は3等級（消防司令補）在職1年以上

」を削り、同号の備考を次のように改める。

備考 前号の表の備考第 1 項の規定は、この表を適用する場合について準用する。

別表第 2 の第 5 号を同表の第 4 号とする。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市人事委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程（昭和44年北九州市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程

第1条中「ほか」の次に「、委員長」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分中「事務局長」を「委員長、事務局長」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 委員長専決事項について、委員長が不在のときは事務局長

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第2号及び第3号中「並びに」を「及び」に改め、「及び子ども手当」を削り、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第10号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する」及び「（以下「会計年度任用職員」という。）」を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（委員長の専決事項）

第2条 北九州市人事委員会の事務局の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）の任用及び退職に関すること。

別表中「第2条—第5条」を「第3条—第6条」に改め、同表の任用・配置の項中「・配置」を「及び退職」に改め、同表のサービスの勤務命令（時間外・休日等）の項中「・休日」を「、休日」に改め、「事務局長」の次に「及び次長」を加え、「次長及び」を削り、同表の児童手当及び子ども手当の項中「及び子ども手当」を削る。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。